学習課題　　【違反事例から考える意匠権】ワークシート

1.１条理解

　　意匠法　昭和34年

　　（目的）第一条

「意匠の保護及び利用を図ることにより，意匠の創作を奨励し，もって産業の発達に寄与することを目的とする」

-----

商品のデザインを財産として守ってくれるのが「意匠権」

2.海外での模倣品事例を知る

有名お菓子を事例に

日本食品メーカーは海外にも進出しているが，模倣品対策にも苦慮している。

・ヨーロッパ・東南アジア・中国・韓国・インドネシアで真正品以外が売られている。

・現地にて権利申請しなかったもので，模倣品を増加させてしまった事例もある。

そのほか

・ゲームソフトのパッケージ

・ボールペンなどの文房具

・登山道具などでも出回り，通常の使用よりかなり小さな荷重で器具が変形してしまう，或いはこわれてしまうものがある。

3.輸入される模倣品の増加について

ブランド品の財布やサングラス，装飾品，靴など悪質なものに自転車などもある

参照：特許庁：2015年度 模倣被害調査報告書,

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/document/jittai/2015shousai.pdf

１）韓国地裁，グリコ菓子パッケージの意匠権侵害で，ロッテ菓子の差止め命ず

　（知財情報局　2015/08/25）

日本の江崎グリコが，韓国のロッテグループのスティック菓子のパッケージなどが自社製品の真似だとして，韓国で，対象製品の製造・販売の差し止めなどを求めていた訴訟で，ソウル中央地裁は８月２３日，グリコ側の訴えを認め，ロッテ側に製品の製造・販売の差し止めなどを命ずる判決を下した。

　同地裁は判決の中で，「ロッテの『ペペロ・プレミア』は，グリコの『バトンドール』の発売開始後に韓国で発売されたもので，製品の形もほとんど同じで，パッケージの配色や表示なども良く似ており，グリコの製品を真似て作られたものと考えられる」として，グリコの意匠権の侵害を認めた。

　さらに，「両製品は，同じ形態の菓子であり，直接的な競争関係にある。グリコ製品も，韓国でのオンライン購入が可能な点などを総合的に考慮すれば，ロッテが問題製品を製造・販売することで，グリコの営業上の利益を侵害する恐れがある」として，ロッテ製品の製造・販売の差し止めを命じた。

　ロッテ側は，「グリコのデザインは新規性がなく，意匠権は無効であり，また，グリコ製品は韓国で輸入・販売されていないため，営業上の利益は侵害していない」と主張していたが，認められなかった。

２）腹筋マシン「ワンダーコア」類似品販売疑い　業者を逮捕

　人気の家庭用フィットネスマシン「ワンダーコアスマート」に類似する商品を中国から輸入し，販売したとして，A県警は2016年6月，S県の会社社長ら３人を意匠法違反の疑いで逮捕したと発表。昨年１１月，意匠登録されている正規品に類似したコピー商品計46台を雑貨卸会社や小売会社などに計約26万5千円で販売し，意匠権や輸入販売会社の意匠専用実施権を侵害した疑いがある。

　県警によると，容疑者らは中国からコピー商品を輸入。正規品の販売価格は1台１万円以上するが，同社は類似品を5千円程度で約350台販売し，売り上げは約180万円あったとみられる。

4.まとめ

優れた事例）

出典：

①経済産業省 特許庁『なるほど，日本の素敵な製品－デザイン戦略と知的財産権の事例集－』2011年

②経済産業省 特許庁『なるほど，日本の素敵な製品２－デザイン戦略と知的財産権の事例集－』2012年

③経済産業省 特許庁『なるほど，日本の素敵な製品　－デザイン戦略と知的財産権の事例集－』

①「金のつぶ あらっ便利！」株式会社ミツカン

●デザイン戦略

・「もっと身近で，もっと便利な納豆」をコンセプトに，　フィルムや小袋のないセパレート型容器を用いた製品開発　を検討。

・タレ収容部は，タレを移しやすい三角形を採用。

・納豆収容部は，箸でかき混ぜやすい丸みのある形状にリニューアル。

・新容器に対応するゼリー状のタレを開発。

●出願戦略

・タレ収容部と納豆収容部のレイアウトが異なる意匠を関連意匠で権利取得。

・納豆収容部をリニューアルしたバリエーションも，追加で権利取得。

●実績

・累計出荷数15億食突破。（2008年9月1日～2009年12月）

・工夫した容器デザインが企業認知向上にも一役。

②「フランスパン工房」（株）おやつカンパニー

●デザイン戦略

・「フランスパン工房」をベースにした「パンdeショコラ」

　を開発。フランスパン工房の開発時に，チョコレートを

　掛けたものも味は好評だったが，全面にチョコレートを

　コーティングしたため，シイタケのようだと指摘された。

　見栄えをよくするため，チョコレートを全面コーティング

　ではなく波模様とした。

●出願戦略

・定期的に行っている弁理士との勉強会で「パンdeショコラ」

　の波模様を意匠出願できる可能性が判明。

　このお菓子は特許出願や商標出願しかしていなかったが，

　急遽，意匠出願を６件した。

●実績

・他社からは直線状のストライプ模様にチョコレートを掛け

　たお菓子が販売されているが，波模様は発見されていない。

・発売後４日間で１ヶ月間の売り上げ目標を達成。テレビ

　番組でも2007年の大ヒット商品として紹介された。

③ 「ＵＤスプーン」株式会社レーベン販売

 ●デザイン戦略

 ・「製品本来の機能や意味を基本から見つめ直す」

 　というデザイン思想の元に開発。

 ・従来のスプーンは「飲む」ためのスプーン。

 　「箸を使うようにスプーンが使えない」という

 　ストレスの軽減に焦点を当て，唇と皿にフィット

 　する左右非対称形を採用。

 ●出願戦略

 ・独占権を取得することで，粗悪な類似品から自社

 　ブランドを保護。

 ・新しい機能を持つさじ部分について，部分意匠と

 　して権利取得。

 ●実績

 ・子供向けの給食用スプーンとして採用。

 ・2000，2006年度グッドデザイン賞受賞。

 ・第１回キッズデザイン賞商品デザイン部門受賞

|  |
| --- |
| 意匠権の主な取得要件業とする人にとって･･･①機械等でたくさんつくれそうだね…　　工業上利用②今までなかったんじゃない？　　　　　新規性③よく考えられたものだなぁ！〜　　　　創作非容易性④まだ大丈夫だよね… 類似品が出願されていない意匠の保護対象物品の形状の意匠物品の形状と模様が結合した意匠物品の形状と色彩が結合した意匠物品の形状と模様と色彩が結合した意匠 |

参考資料　※存続期間について

特許権　　　　　　　　　出願の日から原則として20年をもって終了

実用新案権　　　　　　　出願の日から原則として10年をもって終了

意匠権　　　　　　　　　登録の日から原則として20年をもって終了

商標権　 　　　　登録の日から10年間（10年単位で更新が可能）